別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～５　略］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～９　略］ 10　特定小電力無線局（注34、注36） ［(1)・(2)　略］ ［11　略］	［略］
7　470MHzを超え2,450MHz以下	［１～３　略］ ４　特定小電力無線局（注34、注36） ［(1)・(2)　略］ ［５～13　略］	［略］
［８・９　略］		

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

［削る］

［削る］

ア　［略］

イ　［略］

ウ　高度ＭＣＡ陸上移動通信を行うもの

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～５　同左］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～９　同左］ 10　特定小電力無線局（注36） ［(1)・(2)　同左］ ［11　同左］	［同左］
7　470MHzを超え2,450MHz以下	［１～３　同左］ ４　特定小電力無線局（注36） ［(1)・(2)　同左］ ［５～13　同左］	［同左］
［８・９　同左］		

［注１～30　同左］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　同左］

(2)　850MHzを超え940MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア　ＭＣＡ陸上移動通信を行うもの

(ｱ)　ＭＣＡ制御局

Ａ　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）５kHz以内のもの　1（10^{-6}）

Ｂ　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの　0.5（10^{-6}）

(ｲ)　指令局及び陸上移動局

Ａ　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）５kHz以内のもの　3（10^{-6}）

Ｂ　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの　2（10^{-6}）

イ　ＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と送信設備を共用するものを除く。）

(ｱ)　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHzを超え（±）５kHz以内のもの　3（10^{-6}）

(ｲ)　周波数偏移又は周波数偏位が（±）2.5kHz以内のもの　2（10^{-6}）

ウ　［同左］

エ　［同左］

［新設］